

令和2年度答申第74号
令和3年2月19日

諮問番号 令和2年度諮問第69号（令和2年12月2日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認取消処分及び返還命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

審査請求人X（以下「審査請求人」という。）は、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条の規定に基づき、立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請をし、A労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）は、審査請求人に対し、未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をした。しかし、その後、本件労基署長は、立替払の対象となる審査請求人の未払賃金は存在しないことが判明したとして、本件確認処分を取り消す処分（以下「本件確認取消処分」という。）をし、B労働局長（以下「本件労働局長」という。）は、本件確認取消処分を受けて、審査請求人に対し、立替払に係る未払賃金の返還命令（以下「本件返還命令」という。）をした。

本件は、審査請求人が、本件確認取消処分及び本件返還命令を不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定している。
- (2) 賃確法における上記「その他政令で定める事由」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主である者に限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定しており、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定している。
- (3) 賃確法7条所定の退職の期間について、賃確令3条2号は、事業主が賃確則8条の事由に該当することになった場合には、労働基準監督署長による当該認定の基礎となった事実に係る申請のうち最初の申請があった日の6月前の日から2年間とする旨規定している。
- (4) 賃確令4条2項は、立替払の対象となる未払賃金総額について、基準退職日（同条1項1号で定義される上記（3）の期間内にした当該事業からの退職の日）以前の労働に対する賃金等であって、基準退職日の6月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までの間に支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものの額の総額をいうものとし、当該総額が2万円未満であるものを除くものとする旨規定している。
- (5) 賃確法8条は、偽りその他不正の行為により同法7条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に対し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命じることができる旨規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年8月17日、P社（以下「本件会社」という。）の従業員として勤務を開始した。本件会社は、Qが代表者を務める会社である。

（確認通知書、履歴事項全部証明書）

- (2) 本件会社の従業員であったRは、平成28年4月14日、本件労基署長に対し、本件会社について賃確令2条1項4号の認定申請をした。本件労基署長は、平成29年6月30日、本件会社が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態に陥ったと認め、上記認定申請に対する認定をした。

（認定申請書、認定事業場通知書）

- (3) 審査請求人は、平成30年10月11日、上記(2)の認定を受けて、本件労基署長に対し、未払賃金額の合計が125万8356円であること等の確認を求める確認申請（以下「本件確認申請」という。）をした。

本件労基署長は、平成30年11月14日、本件確認申請に対し、審査請求人の基準退職日を平成28年3月31日、未払賃金の合計額を41万4437円（立替払額は33万1549円）とする確認処分（本件確認処分）をし、独立行政法人労働者健康安全機構は、平成30年11月28日、審査請求人に対し、上記立替払額を立替払した。

（確認申請書、確認通知書、未払賃金立替払支給決定通知書）

- (4) 本件労基署長は、令和2年3月24日、本件確認処分後、事業主であるQから審査請求人に対し40万円の振込み（平成30年6月11日に審査請求人名義の銀行口座に対して「S社」の名義によりされた振込み。以下「本件40万円振込み」という。）がされていたことが新たに判明し、これを賃金の支払として認め、立替払の対象となる未払賃金が存在しないとして、本件確認処分を取り消す処分（本件確認取消処分）をした。

また、本件労働局長は、同日、審査請求人に対し、本件労基署長が本件確認取消処分を行ったことに伴い、立替払に係る33万1549円の返還を命じる処分（本件返還命令）をした。

（未払賃金の立替払に係る確認の取消しについて、未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令書、取引明細書）

- (5) 審査請求人は、令和2年6月26日、審査庁に対し、本件確認取消処分

及び本件返還命令を不服として審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和2年12月2日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 本件労基署長及び本件労働局長の主張の要旨

本件40万円振込みは、以下のとおり、Qによる審査請求人の未払賃金の弁済であると認められる。

40万円という金額は、審査請求人と本件会社との間の訴訟（C地方裁判所事件番号a。以下「本件訴訟」という。）における裁判上の和解のために設定されたものであったが、結果として和解は成立しなかった。したがって、本件40万円振込みは和解金として支払われたものではない。

また、本件会社が審査請求人に対して損害金や解雇予告手当等の債務を負う原因となるべき事実は本件訴訟でも明らかにされておらず、そうした債務の存在は明らかでない。

そうすると、本件会社が審査請求人に対して負う債務は賃金以外に認められず、本件40万円振込みは、賃金債務の弁済としてされたものであることが明らかである。

(弁明書（令和2年8月19日付けA労働基準監督署長）、弁明書（令和2年8月31日付けB労働局長）)

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件40万円振込みについては、支払の性質が明らかでなく、未払賃金の弁済であるとは認められない。本件労基署長及び本件労働局長は、本件会社が審査請求人に対し未払賃金以外に損害賠償や解雇予告手当に係る債務を負っていることは明らかでないから審査請求人の主張は認められないと主張するが、明らかでないから認められないものではない。

(2) 本件会社と、本件40万円振込みの名義人であるS社とは、登記簿上別の会社であるから、本件40万円振込みは本件会社による未払賃金債務の弁済であるとは認められない。

(3) Qは、未払賃金の支払に対し自らの責任はないと述べ、労働審判手続及び民事訴訟の期日においても不熱心、不誠実な態度をとっていたから、Qが自ら未払賃金に係る債務の弁済として本件40万円振込みをしたとは考えられない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

上記第1の3の本件労基署長及び本件労働局長の主張のとおり、本件40万円振込みは審査請求人に対する未払賃金債務の弁済であったと認められる。審査請求人は、本件40万円振込みはQ自身の名義ではなくS社の名義によってされたことを指摘し、また、Qの主観的な意図や態度を根拠として、賃金債務の弁済をするはずがないなどと主張するが、Qが審査請求人名義の銀行口座に40万円を振り込んだことは客観的な事実であるから、審査請求人の主張は理由がない。

その結果、本件確認処分の当時、審査請求人に立替払の対象となる未払賃金は存在していなかったこととなる。したがって、上記を理由としてされた本件確認取消処分は、違法又は不当なものであるとは認められない。

また、審査請求人は、本件確認申請に当たり本件40万円振込みの存在を申告せず、未払賃金の立替払を受けたものであるところ、「偽りその他不正の行為」（賃確法8条）には、積極的に虚偽を述べる場合だけではなく、本来述べるべきであった事実を述べないことも含まれるから、審査請求人の上記行為は、「偽りその他不正の行為」により未払賃金の立替払を受けた場合に当たる。したがって、本件返還命令は、違法又は不当なものであるとは認められない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年12月2日、審査庁から諮問を受け、同月24日、令和3年1月28日、同年2月12日及び同月19日の計4回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和3年1月13日、主張書面及び資料の提出を、同月22日、主張書面の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件確認取消処分及び本件返還命令に至る事実経過について

上記第1の2記載の事実に加え、各項末尾掲記の資料によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、本件会社を被告として、平成27年10月1日に本件会社から解雇の意思表示を受けたことから、それまでの未払賃金（同年8月26日から同年10月1日までの期間に係るもの）18万4064円及び

解雇予告手当32万2440円の支払を求める少額訴訟（以下「本件少額訴訟」という。）をD簡易裁判所に提起した。

D簡易裁判所は、平成28年1月7日、本件少額訴訟の第1回口頭弁論期日において、本件会社が口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しないから、請求原因事実を自白したものとみなすとして、審査請求人の請求を認容する判決をした。

（第1回口頭弁論調書（少額判決））

(2) 審査請求人は、本件会社を相手方として、労働者たる地位の確認及び未払賃金の支払等を求める労働審判手続（以下「本件労働審判手続」という。）をC地方裁判所に申し立てた。

C地方裁判所は、平成29年12月1日に行われた本件労働審判手続の第3回期日において、以下の事項を主たる内容とする労働審判（以下「本件労働審判」という。）を告知した。

ア 審査請求人と本件会社は、本件会社が審査請求人に対する平成27年10月1日付け解雇の意思表示を撤回し、平成28年3月末日に審査請求人が本件会社を会社都合により合意退職したことを相互に確認する。

イ 本件会社は、審査請求人に対し、未払給与として合計211万7676円の支払義務があることを認め、本件労働審判の確定後直ちに支払う。

ウ 審査請求人は、その余の請求を放棄し、審査請求人及び本件会社は、本件労働審判に定めるもののほか互いに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（第3回労働審判手続期日調書（労働審判））

(3) 本件会社は、平成29年12月8日、本件労働審判に対して異議の申立て（労働審判法（平成16年法律第45号）21条1項）をし、本件労働審判手続の申立てに係る請求については、C地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされた（同法22条1項。本件訴訟。）。

（異議申立書）

(4) 審査請求人は、平成30年1月12日、本件会社による解雇の無効及び未払賃金の支払を求める旨を記載した「訴状に代わる準備書面」を提出し、同年2月13日に実施された本件訴訟の第1回口頭弁論期日において上記書面を陳述した。一方、本件会社は、同年2月1日、上記解雇は有効であるから、審査請求人と本件会社との間の雇用契約は平成27年10月1日に終了しており、本件会社は同日以降審査請求人に対する賃金の支払義務

を負わない旨を記載した答弁書を提出し、上記第1回口頭弁論期日において答弁書は陳述したものとみなされた。

また、審査請求人は、平成30年2月27日、本件訴訟で請求する金銭は平成27年9月分の未払賃金（営業手当、電話使用料、営業交通費及び通勤手当を含む。）及び同年10月分以降の賃金（営業交通費及び定期券代を含む。）である旨などを記載した照会回答書を提出し、平成30年3月13日に実施された本件訴訟の第2回口頭弁論期日において上記回答書を陳述した。

（訴状に代わる準備書面、答弁書、第1回口頭弁論調書、原告に対する照会回答書（平成30年2月27日受付）、第2回口頭弁論調書）

(5) 平成30年4月17日、本件訴訟の第3回口頭弁論期日及び和解期日が実施され、審査請求人及びQが出頭した。C地方裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）は、同月18日、Qに対し、以下の内容を記載した事務連絡を送付した。

ア 平成30年6月25日に予定された本件訴訟の次回和解期日において、本件会社が審査請求人に対し解決金として40万円の支払義務があることを認め、同期日の席上においてこれを支払うことを主たる内容とする和解を予定していること。

イ Qは、同期日に現金40万円を持参すべきこと。

（第3回口頭弁論調書、手続・期日経過表、ファクシミリ送信書兼受領書）

(6) Qは、平成30年6月11日、審査請求人名義のT銀行U支店の普通預金口座（以下「本件口座」という。）に、現金40万円を振り込んだ（本件40万円振込み）。本件40万円振込みは、S社の名義でされたが、同社は、Qが代表取締役を務め、同人が生活費を得る目的で1人で経営している会社である。

（電信振込（平成30年6月11日付けV銀行）、取引明細書、聴取書（Q）（平成31年2月25日付け）、審査請求人のT銀行普通預金通帳）

(7) 本件40万円振込みがされる前の時点での本件口座の残高は2万0615円であったところ、本件40万円振込みにより、本件口座の残高は42万0615円となった。

審査請求人は、平成30年6月12日、ATMを利用して、本件口座から2万円を引き出した。また、審査請求人は、その後、同年10月11日に本件確認申請をするまでの間、合計13回、同様にATMを利用して本

件口座から現金を引き出したが、この間の本件口座への入金、同年6月ないし同年9月まで各月1回ずつの給与及び利息の支払のみであった。

(聴取書(審査請求人)(令和元年6月13日付け)、取引明細書)

(8) Qは、平成30年6月15日、担当書記官に電話で連絡し、同月11日に本件40万円振込みをしたことにより本件訴訟は終わりによいと考えているから、同月25日の次回和解期日に出頭する必要はないと考える旨を伝えた。担当書記官は、Qに対し、同期日には出頭する必要があること、本件40万円振込みを確認することができる資料を持参すべきことを伝え、Qはこれらを了承した。

(電話聴取書(平成30年6月15日))

(9) 担当書記官は、平成30年6月22日、審査請求人に電話で連絡し、本件40万円振込みについて入金を確認したか照会したところ、審査請求人は、和解期日の席上で金銭をやり取りすると思っていたので入金は確認していないが、今後確認してみる旨を回答した。

(電話聴取書(平成30年6月22日))

(10) 平成30年6月25日、本件訴訟の和解期日が実施され、審査請求人及びQが出頭したが、Qは、裁判官が入れ替わりで不在となった際に期日が終了したものと勘違いし、期日の途中で退席した。

このため、上記期日で和解は成立しなかったが、審査請求人は、以下の陳述をした。

ア 本件口座が審査請求人の口座であることを認める。

イ 次回期日までに本件40万円振込みが確認できるか、次回期日の席上で現金40万円の支払が行われれば、本件訴訟を取り下げを約束する。また、この場合においては、本件40万円振込みにより審査請求人と本件会社との間の紛争の一切を解決したものとするなどを確認する。

(和解期日調書、電話聴取書(平成30年6月25日))

(11) Qは、平成30年6月27日付けで、以下の内容を裁判所及び審査請求人に対して約束・同意する旨を記載した上申書を作成し、C地方裁判所に提出した。

ア 次回期日において、本件40万円振込みの振込記録及び振込元通帳の原本を提示すること。

イ 万一、本件40万円振込みが完了していないことが確認されれば、審

査請求人に対し、次回期日に40万円を現金で持参して支払うこと。

ウ 審査請求人が本件訴訟を取り下げた場合、これに速やかに同意すること。

エ 解決金40万円の支払により、審査請求人と本件会社との間の紛争の一切を解決するものとすることを確認すること。

(上申書(平成30年6月27日付けQ作成))

(12) 平成30年7月12日、本件訴訟の和解期日が実施され、Qは出頭したが、審査請求人は出頭しなかった。

また、平成30年8月21日に本件訴訟の第4回口頭弁論期日が指定されたが、審査請求人及びQは、いずれも同期日に出頭せず、その後1月以内に期日指定の申立てがされなかったことから、同年9月21日の経過をもって、本件訴訟については訴えの取下げがあったものとみなされた(民事訴訟法(平成8年法律第109号)263条)。

(手続・期日経過表、第4回口頭弁論調書(休止)、取下げ証明書)

(13) 審査請求人は、本件労基署長に対し、平成30年10月11日、本件確認申請の申請書を提出し、さらに、同年11月2日、本件確認申請の詳細を説明した上申書を提出したが、これらの記載の中で、Qから本件40万円振込みがあったことについて申告しなかった。上記上申書には、「もし、虚偽の供述をして立替払金を詐取するようなことがあれば、罪を認め、2倍返しに応じます。」と記載されていた。

(確認申請書、上申書(平成30年11月2日審査請求人作成))

(14) 審査請求人は、平成31年3月18日、A労働基準監督署労働基準監督官の事情聴取に対し、以下の旨を供述した。

ア 本件訴訟の過程でQと個別にやり取りしたことはなく、裁判所からも和解の話は出ていないし、本件訴訟自体が審査請求人の取下げで終了しているから、Qから40万円が支払われた事実はない。

イ 審査請求人は、本件口座とは別の銀行口座を普段利用しており、本件口座については確認していないから、本件40万円振込みの入金の有無についても確認していない。裁判所にも本件口座については伝えていないと思う。

ウ 本件訴訟の和解期日調書の記載は、裁判所から具体的な話として聞いたことはなく、初めて聞く内容である。解決金40万円の支払により紛争の一切を解決したものとするという内容も、聞いたことがなかった。

(聴取書(審査請求人) (平成31年3月18日付け))

(15) 審査請求人は、令和元年6月13日、A労働基準監督署労働基準監督官の事情聴取に対し、以下の旨を供述した。

ア 審査請求人は、本件40万円振込みの後、本件口座から現金を引き出した。しかし、現金を引き出す際、差引残高についてはあまり確認しないので、本件40万円振込みの入金があったことも分からなかったし、その後別の入金があったりしたので、違和感を覚えなかった。

イ 審査請求人としては、本件労働審判手続及び本件訴訟を通じ、未払賃金の立替払制度の適用を受けられるよう、基準退職日を申請の対象の期間内と認定してもらうことが目的であったので、その手続の過程でQから未払賃金の支払を受けようとは思っていなかったし、Qには未払賃金を支払う意思も能力もないものと認識していた。したがって、飽くまで本件40万円振込みの事実を知らなかったのであり、本件40万円振込みがあった事実を知らながら本件確認申請をしたものではない。

ウ 本件口座の取引明細書によれば、平成30年6月11日にS社の名義で40万円の振込みがあった事実自体は間違いない。同社は、Qが代表取締役となっている会社であるから、実質的には上記40万円はQから支払われているものである。

(聴取書(審査請求人) (令和元年6月13日付け))

3 本件40万円振込みの性質について

(1) 本件確認取消処分及び本件返還命令の適法性及び妥当性を検討するに当たっては、まず、本件40万円振込みが審査請求人の未払賃金の弁済としてされたものであるか否かが問題となる。

(2) 本件40万円振込みに至る経過について

本件40万円振込みは、平成30年6月11日にされたものであり、この時点では、本件訴訟においては既に和解に関する協議が開始されていた(上記2(5)及び(6))。本件訴訟は、審査請求人が申し立てた本件労働審判手続が訴訟に移行することによって開始したものであり、審査請求人は、本件労働審判手続においても本件会社に対する未払賃金の支払を求めていたほか、本件訴訟においては、請求の対象が未払賃金であることを準備書面等に記載して提出・陳述している(上記2(2)ないし(4))。

すなわち、本件40万円振込みは、審査請求人が本件会社に対し未払賃

金の支払を求める一連の法的手続の中で行われたものである。特に、審査請求人は、本件訴訟の過程で、自らが掲げる金銭請求は諸手当及び交通費等を含む賃金を対象とするものであるとして特定しており、解雇予告手当や損害賠償の支払は請求の対象となっていない。

そして、本件訴訟で40万円という数字が初めて示されたのは、平成30年4月17日の和解期日においてであると考えられ、それを受けて担当書記官が作成した事務連絡には、Qが「解決金」として40万円を支払う旨が記載されている（上記2（5））。Qがこのような経緯を受けて本件40万円振込みをしたことは明らかであり、本件40万円振込みは、本件訴訟を終局的に解決するための性質を有していたことが認められる。

（3）本件40万円振込みの後の事情について

本件訴訟自体は、本件40万円振込みを契機として訴訟上の和解により終了することではなく、訴えの取下げ擬制により終了している（上記2（12））。しかし、本件40万円振込みの後の審査請求人及びQの言動からも、本件40万円振込みが本件訴訟を解決するための性質を有していたことが明らかである。

すなわち、Qは、本件40万円振込みをしたことにより訴訟は終了でよいと思う旨の認識を示し、実際にそれに沿う内容の上申書を作成・提出しており（上記2（8）及び（11））、審査請求人も、本件40万円振込みが確認できれば本件訴訟を取り下げる意向を示している（上記2（10））。

そして、上記（2）のとおり、本件訴訟は審査請求人が本件会社に対し未払賃金の支払を求めるものであったから、その紛争を終局的に解決するためにされた本件40万円振込みは、本件会社から審査請求人に対する未払賃金の弁済の性質を有するというべきである。

（4）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人が本件会社に対して解雇予告手当及び損害賠償金等の債権も有していることが認められないとはいえない旨主張するが、審査請求人はこれらの債権についてその発生原因等を具体的に明示せず、その存在を認めるに足りるだけの証拠がない一方、本件40万円振込みが賃金の弁済としての性質を有することは上記（2）及び（3）のとおり理由があるから、審査請求人の主張は失当である。

また、審査請求人は、本件会社とS社の名義上の差異を指摘するが、上

記2（6）のとおり、同社はQが実質的に一人で経営する会社であるから、本件40万円振込みの名義が形式的には同社になっていたとしても、それによって本件40万円振込みの性質が異なることとはならない。

審査請求人は、以上のほか、Qの言動や態度が不誠実であること等を主張するが、そのような主観的な事情が本件40万円振込みの事実の有無及び性質に影響することはない。

したがって、審査請求人の主張は、いずれも採用することができない。

4 「偽りその他不正の行為」について

(1) 上記3のとおり、本件40万円振込みは審査請求人の未払賃金の弁済としての性質を有すると認められるところ、審査請求人は、本件確認申請における申請書及び上申書の提出に際し、本件労基署長に対して本件40万円振込みの事実を申告しないまま（上記2（13））、本件確認処分及び未払賃金の立替払を受けた。本件返還命令の適法性及び妥当性を検討するに当たっては、次に、このような審査請求人の行為が、「偽りその他不正の行為」（賃確法8条）により未払賃金の弁済を受けたものと認められるかが問題となる。

(2) 上記3（2）及び（3）のような本件40万円振込みの前後の経緯に加え、審査請求人が本件40万円振込みの直後の平成30年6月12日に本件口座から2万円を引き出し、その後も継続的に本件口座を利用していたこと（上記2（7））からすれば、審査請求人は、Qから本件40万円振込みがあった事実を当然認識しており、当該振込みが審査請求人に対する未払賃金の支払としてされたものであることも併せて認識していたものと認められる。

審査請求人は、労働基準監督官に対する供述において、当初、Qからの本件40万円振込みの事実自体を否定し（上記2（14））、その後、本件40万円振込みの後に本件口座から金銭を引き出した事実は認めたものの、本件確認申請時までに本件40万円振込みについて認識していたことを依然として否定している（上記2（15））。しかし、本件40万円振込み以前の本件口座の残高は2万0615円にすぎなかったところ、その後継続的に本件口座を利用する中で、上記残高額に比して圧倒的に多額である本件40万円振込みの存在を本件確認申請時までの約4か月の間におよそ認識しなかったということは考えられない。審査請求人の上記各供述は、これ以外にも、本件口座の取引経過及び本件訴訟の経過等の客観的事

実に明白に反する部分や内容が合理性に欠ける部分を含んでおり、信用性を有するとはいえない。

- (3) 以上によれば、審査請求人は、本件確認申請の時点で、既にQから未払賃金の弁済として本件40万円振込みがあったことを認識していたのであるから、本件確認申請をするに当たっては、その事実を適切に申告する義務を負っていたというべきである。それにもかかわらず、審査請求人は、本件確認申請の申請書のみならず、その後作成した詳細な上申書においても本件40万円振込みの事実を記載せず、かえって、上記上申書において、虚偽の申請をした場合には立替払金の2倍の額を返還することなどを誓約した。このように、上記義務に違反する態様で本件確認申請をし、本件確認処分及び立替払を受けたことは、「偽りその他不正の行為」（賃確法8条）により未払賃金の弁済を受けたものというべきである。

5 小括

- (1) 審査請求人の有する未払賃金債権の額について

上記3のとおり、本件40万円振込みは審査請求人の未払賃金の弁済としてされたものであると認められるから、これにより、審査請求人の未払賃金債権は、平成30年6月11日に40万円の限度において消滅したこととなる（民法（明治29年法律第89号）473条参照）。

本件確認処分において審査請求人が確認を受けた未払賃金総額は41万4437円であったから、本件40万円振込みによる賃金債権の消滅を踏まえると、審査請求人が確認を受けることのできる未払賃金総額は1万4437円である。

- (2) 本件確認取消処分の適法性及び妥当性

賃確令4条2項は、未払賃金総額が2万円以上である場合を確認処分の対象としている（上記第1の1（4））ところ、審査請求人の未払賃金総額は上記（1）のとおり1万4437円となり、2万円に満たないから、確認処分の要件を満たしておらず、審査請求人に対する本件確認処分は根拠がなかったこととなる。

したがって、本件確認処分において立替払の対象となる未払賃金が存在しなかったことを理由としてされた本件確認取消処分は、違法又は不当なものであるとは認められない。

- (3) 本件返還命令の適法性及び妥当性

上記（1）及び（2）に加えて、上記4のとおり、審査請求人が本件確

認申請により未払賃金の立替払を受けたことは、「偽りその他不正の行為により…未払賃金に係る債務の弁済を受けた」（賃確法8条）場合に当たると認められるから、本件返還命令についても、違法又は不当なものであると認められない。

6 付言

(1) 本件確認処分における審査請求人の基準退職日の認定について

本件確認取消処分の適法性及び妥当性に関する結論は、上記のとおりであり、基準退職日の認定は当審査会の判断を左右するものではないが、以下指摘しておく。

上記第1の2(3)記載のとおり、本件労基署長は、審査請求人の基準退職日を平成28年3月31日と認定して、本件確認処分を行った。審査庁は、基準退職日を上記のとおり認定したのは、本件労働審判手続において同日を合意退職日とすることが確認されたこと等によるものである旨を本件諮問に当たって説明している。

しかし、本件労働審判に対しては本件会社が適法な異議の申立てをしたのであるから（上記第3の2(3)参照）、本件労働審判はこれにより効力を失っており（労働審判法21条3項）、直接に本件労働審判における判断を基準退職日の認定の根拠とすることはできないことが明らかである。

そして、審査請求人の基準退職日を平成28年3月31日と認定すべきことを根拠付ける資料は、本件労働審判における判断以外に何ら見当たらない（審査庁は、Qが本件訴訟の経過で作成した上申書や、本件訴訟において予定されていた和解の内容が根拠となることを指摘するが、当該上申書や和解内容は、審査請求人と本件会社との間の紛争の一切を解決したものとする旨の包括的な条項を含んでいるにすぎず、それ自体に審査請求人の退職日を明示したものではないから、的確な根拠であるということとはできない。また、審査庁は、聴取書（Q）（平成31年2月25日付け）におけるQの供述が根拠となることも主張するが、その供述は、Qが本件労働審判の内容を説明するものにすぎず、審査庁の主張する合意退職日の確認の根拠とはならない。かえって、本件少額訴訟における審査請求人の主張（上記2(1)）、本件訴訟における本件会社の答弁書の主張（上記2(4)）等に照らせば、少なくとも本件少額訴訟が提起された時点において、審査請求人及びQは、平成28年3月31日以前に雇用契約が終了していたことについて共通の認識を有していたとかがわれ、同日を退職日

とする合意の締結は確認することができない。) 。

このように、本件確認処分における基準退職日の認定は、本件労働審判手続及び本件訴訟の経過についての適切な把握と分析検討を欠いたものであり、審査庁も審理手続の過程でその認定を精査することなく追認したものとわざるを得ない。本件労基署長及び審査庁には、適正な未払賃金立替払事業の遂行のため、上記のような事務については改善することが望まれる。

(2) 本件確認処分における未払賃金額の算定について

本件労基署長は、本件確認処分に当たり、確認すべき審査請求人の未払賃金総額を41万4437円と算定した(上記第1の2(3))。

審査庁は、本件諮問に当たり、本件労基署長の上記算定は審査請求人の賃金について支払期日等を誤認しており、確認の対象である基準退職日の6月前の日以降に支払期日が到来する未払賃金総額は29万0618円が正確であるから上記算定は誤りであったと考えられるが、その場合でも本件40万円振込みによって審査請求人の未払賃金は弁済されたこととなるから、本件確認取消処分及び本件返還命令に誤りはない旨説明した。

しかし、審査庁は、その後、算定に当たって基準退職日の6月前の日がいつであるかを誤って把握しており、確認すべき正確な未払賃金総額は41万4437円である旨を追加して説明した(令和3年1月22日付け事務連絡)。

本件労基署長による当初の未払賃金総額の算定は、審査庁の上記追加説明による算定と同額であり、確認すべき未払賃金総額は結論において正しかったものの、審査請求人の賃金の締切日及び支払日について審査請求人の上申書のみから認定した結果、誤って把握していたものであった。他方、審査庁の算定にも、上記のとおり基準退職日の6月前の日の把握に誤りがあった。以上のとおり、本件確認処分から本件諮問に至る一連の経過において、本件労基署長にも審査庁にも確認すべき未払賃金総額の算定方法に誤りがあったことが認められる。これらの誤りは、いずれも未払賃金の立替払に関する基本的な事務処理に係るものであり、容易に防止することができるといえるから、本件労基署長及び審査庁には再発防止のための取組が望まれる。

7 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問

に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹